

【農地流動化契約の手順】

(R 7年度予定)

前期 R7.12.20 契約開始	後期 R8.4.30 契約開始	契 約 ま で の 手 続 き
7月頃	11月頃	① 市農林課 契約期間満了となる貸し手(所有者)・借り手(耕作者)・推進員へ「終期・更新通知」を送付。 ② 貸し手(所有者)・借り手(耕作者) 契約内容を話し合い、「掘り起こし活動実績報告書」を推進員へ提出。
8月頃	12月頃	③ 推進員 「掘り起こし報告実績報告書」をとりまとめて市農林課へ提出。
9月頃	1月頃	④ 市農林課 推進員へ契約書の送付。
10月頃	2月頃	⑤ 推進員 貸し手(所有者)・借り手(耕作者)に内容を確認してもらい、契約書に押印してもらう。 ⑥ 推進員 押印後の契約書を市農林課へ提出。
11月頃	3月頃	⑦ 市農林課 農業委員会総会で議決。中間管理機構へ提出。
12月頃 契約始期 12月20日	4月頃 契約始期 4月30日	⑧ 市農林課 公告を行い、契約成立。 ⑨ 市農林課: 推進員へ契約書の写しを送付。 中間管理機構: 貸し手(所有者)・借り手(耕作者)へ契約書の写しを送付。

※新規契約の「掘り起こし活動実績報告書」の提出は随時受け付けます。

【農地の流動化とは】

農地中間管理事業の推進に関する法律により、
農地に貸借権を設定することです。

【土地要件】

市街化区域を除く農地等

【契約条件】

- ・ 契約期間は3年以上。
- ・ 無償の使用貸借，または有償の賃貸借。
（物納契約は取り扱いません。）
- ・ 有償契約の場合，賃料は岡山県農地中間管理機構が
借り手（耕作者）から口座振替で引き落とし，貸し手
（土地所有者）に振り込みます。

【流動化契約のメリット】

- ・ 市が契約書を作成します。
- ・ 契約期間が満了すると，農地は貸し手（土地所有者）
に返還されます。
- ・ 貸借権の再設定（更新）をすることで，継続して貸し
借りを行うことができます。
- ・ 契約期間が近づいた時には，市農林課から貸し手（土
地所有者），借り手（耕作者），農地流動化推進員に
お知らせします。